

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
TSUCHIYA株式会社(岐阜県大垣市神田町2-55)[1000009065]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年5月7日 ~ 令和3年5月20日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、令和3年3月3日「東海環状自動車道 政田第四高架橋他2橋(下部工)工事」(名古屋支社発注)において、切梁取付け作業中に切梁が脱落し、切梁上で作業を行っていた作業員が落下する事故を発生させたもの。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)